

第七回国会 郵政委員会 議事録 第一号

昭和二十五年二月二十二日(水曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 石原 登君

理事 大和田義榮君、理事 風間 啓吉君

理事 加藤隆太郎君、理事 白井 佐吉君

理事 吉田 安君、理事 松本六太郎君

原 健三郎君 平島 良一君

東井三代次君

出席國務大臣

郵政大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員

郵政事務官(大臣官房人事部長) 白根 玉喜君

郵政事務官(大臣官房資材部長) 小野 吉郎君

郵政事務官(貯金局長) 村上 好君

郵政事務官(簡易生命局長) 金丸 徳重君

郵政事務官(総務局長) 中村 俊一君

郵政事務官(経理局長) 佐方 信博君

委員外の出席者

専門員 稲田 穰君

昭和二十四年十二月十三日

委員井之口政雄君辞任につき、その補欠として田島ひで君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本利壽君辞任につき、その補欠として東井三代次君が議長の指名で委員に選任された。

同日

平川篤雄君及び尾崎行雄君が委員を辞任した。

昭和二十五年二月六日

委員武藤運十郎君辞任につき、その補欠として鈴木茂三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田島ひで君辞任につき、その補欠として志賀義雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員天野公義君辞任につき、その補欠として森幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員福田繁芳君辞任につき、その補欠として吉田安君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員浅沼稻次郎君及び志賀義雄君辞任につき、その補欠として土井直作君及び田島ひで君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事武藤運十郎君及び福田繁芳君の補欠として鈴木茂三郎君及び吉田安君が理事に当選した。

同日

昭和二十五年二月十五日

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一〇号)(予)

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)(予)

同日

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六六号)(予)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(予)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)(予)

昭和二十四年十二月二十四日

通送業務一元化に関する請願(土井直作君紹介)(第六八号)

昭和二十五年一月十八日

上浜郵便局に集配事務開始の請願(村上清治君紹介)(第一一三号)

志筑郵便局を普通郵便局に昇格の請願(原健三郎君紹介)(第二二八号)

菅生井村下竹莊西局間直通電報架設の請願(小若林義孝君外七名紹介)(第六五八号)

同日

葛巻、小田及び山崎各郵便局間電報架設の請願(小若林義孝君外七名紹介)(第六五九号)

川上町に特定郵便局設置の請願(上林山榮吉君紹介)(第二四二号)

二月九日

藤井町に特定郵便局設置の請願(關谷勝利君紹介)(第五五一号)

同日

日暮里町七丁目に特定郵便局設置の請願(花村四郎君紹介)(第七六四号)

国立宮城療養所内に無集配郵便局設置の請願(庄司一郎君紹介)(第八一〇号)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

置の請願(高塩三郎君紹介)(第八七〇号)

陸中中野郵便局に集配事務開始の請願(鈴木善幸君紹介)(第八九五号)

中野郵便局に集配事務開始の請願(大和田義榮君紹介)(第九三九号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

簡易保険郵便年金積立金の地方還元に関する陳情書(長野県埴科郡五加村長中村浩外十六名)(第三四七号)

愛媛県松山郵政局等を香川県に移転反対の陳情書(愛媛県議会議長立川明)(第三八〇号)

愛媛県松山郵政局等を香川県に移転反対の陳情書(愛媛県知事青木重臣)(第三八六号)

同日

簡易郵便局の事務に関する陳情書(兵庫県神崎郡豊富村長高馬繁雄外六百六十名)(第四五五号)

を本委員会に送付された。

同日

本日の会議に付した事件

理事の互選

国政調査承認要求に関する件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一〇号)(予)

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)(予)

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六六号)(予)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

に理事の武藤運十郎君、十七日に理事の福田繁芳君がそれ〳〵委員を辞任いたしましたので、理事が欠員となっております。この際理事の補欠を選任したいと思ひます。御異議がなければ委員長より指名したいと思ひますが、いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇石原委員長 御異議がないようですから、それでは鈴木茂三郎君及び吉田安君をそれ〳〵理事に指名いたします。

〇石原委員長 次に国政調査承認要求の件についてお諮りをいたします。前国会同様、郵政行政について国政調査の承認要求をいたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇石原委員長 御異議なしと認めまして、さよう決定いたしましたと思ひます。なお要求書の内容並びに提出手続等については、委員長に御一任願いたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇石原委員長 それではそのようにいたします。

〇石原委員長 加藤隆太郎君より郵政事業の一般について質疑いたしました。特に発言の要求がございます。加藤隆太郎君。

〇加藤(隆)委員 ちよつと簡単に大臣にお尋ねいたします。行政機構の整理簡素化を御研究なすつておられる現内

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣

閣に対しては、敬意を表するものであります。最近私は新聞紙上で承つたのようですが、郵政省と運輸省と合体するよ

ポリシヨンの問題であります。この問題はたゞ、申し上げておきま

政の簡素化といふことには、政府も熱心に検討を続けておられますが、その

この案に対して、ただちに結論を出して、

見た程度の判断で、ただちにこれに反対とか賛成とかいふことを申し上げる

郵便為替法の一部を改正する法律案の三案を議題といたしまして、審査をいたします。なお念のために申し上げますが、この三法案はいずれも予備審査のために付託されたものであります。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

「第四章 簡易生命保険郵便年金事業審議会（第六十八條）を「第四章 被保険者の保健施設（第六十九條）」を「第五章 積立金の運用（第六十九條）」に改める。

第六條第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第三十二條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第三十九條中「保険契約の解除」の下に「（第二十一條第一項の規定による解除を除く。）」を加える。

第四十三條中「第二十一條」を「第二十條」に改める。

第四十四條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 削除

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六十九條を第六十八條とする。

第六章を第五章とする。

第七十條第一項中「審議会」を「郵政審議会」に改め、同條を第六十九條とする。

附則第三項中「第三十一條から第三十三條まで」を「第三十二條、第三十三條」に改め、同項に次の但書を加える。

ら、御承知を願いたいと思ひます。それでは質疑に入るに先立ちまして、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

第四十二條第一項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

差出人又は受取人が、その責に帰すべからざる事由に因り、前項の有効期間内に為替金の拂渡又は拂もどしの請求をすることができなかつたときは、その事由に因り請求をすることができなかつた日数に、これを同項の有効期間に算入しない。第十五條に規定する場合において為替金の拂渡又は拂もどしを延期した日数についても同様とする。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○小澤國務大臣 たいだいま議題と相なりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案、並びに郵便年金法の一部を改正する法律案の提案理由について、御説明申し上げたいと存じます。まず簡易生命保険法につきましても、加入者の保険的利益的の万全を期するため、次の諸点について改正をいたそうとするものであります。

第一に、被保険者が不慮の事故等によつて死亡した場合におきましては、保険金の倍額を支拂うことになつておりますが、この倍額支拂い條項は、現行法によれば、昭和二十四年六月一日以降に効力の発生した契約に限り適用するものとしておりますが、昭和二十一年十月一日以降に締結された契約についても、これが特典を認めることにしたのであります。

第二に、従来、保険契約の効力発生後二年、復活の効力発生後一年を経過する前に、被保険者が死亡したものに於ては、災害または伝染病予防法第一條第一項の伝染病によるものに限られ、保険金の全額を支拂つておるのであります。同法第一條第二項により指定されている日本脳炎は、第一項に規定されている法定伝染病と其の性質において區別する理由もないのみならず、最近における同病の発生状況にかんがみ、日本脳炎による死亡の場合にも保険金の全額を支拂うことにしたのであります。

第三に、保険契約の乗換制度は、インフレの高進に即応して、加入者と政府と双方の利益のために設けられたものであります。その対象となる契約は、いわゆる小口の保険契約でありまして、これらの契約に対する整理は著しく進歩いたしましたとともに、最近のごとく経済界の安定を見るに至つた今日におきましては、この制度を存置する必要もなくなりまして、この制度にこの制度に関する規定を削ることにしたのであります。ただ、今日なお多少整理されていないものもあつたので、改正法の附則において、昭和二十一年九月三十日まで締結された契約については、今後もこれを認めることにしたのであります。

次に、各種審議会の整理を行うこととなりましてのに伴ひまして、簡易生命保険郵便年金事業審議会を郵政審議会に統合することとしたのであります。

最後に、郵便年金法につきましても、最近における経済事情の推移にかんがみまして、年金の最低制限額六千円を三千円にしたのであります。

以上何とぞ十分御審議の上、すみやかに議決あらんことを切望する次第であります。

続いてたいだいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行郵便為替法は、昭和二十三年六月に、明治三十三年に制定された旧郵便為替法を廢止して、新たに制定されたものであります。その後順調に実施され、従前と同様、簡易で確実な送金手段としての機能を發揮して、國民生活に多大の便益を供與いたしております。従ひまして今回御審議をお願いいたします改正案も、制度の本質的内容をかえるものではなく、郵便為替の利用者の利益を保護いたしますと同時に、その不便を救済するため、規定の一部を修正しようとするものであります。すなわち郵便為替證書の有効期間は、現行法においては證書の発行の日から二箇月であつて、その期間が経過いたしますと、差出人または受取人は、為替金を受取るために、料金を納めて、證書の再交付を請求しなければならぬのであります。また證書の有効期間経過後三年間に、為替證書の再交付の請求または為替金の拂

いもどしの請求がなされないときは、
為替金に関する差出人及び受取人の権
利が消滅する建前となっております。
しかしながら証書の有効期間を経過し
たあとで、拂渡しまたは拂いもどしの
請求があつた場合において、その期間
の経過が差出人または受取人の責めに
よらない事由によるものについても、
この規定をそのまま適用いたします。こ
とは、いかにも酷でありますので、こ
のような場合には、その事由により請
求ができなかつた日数は、証書の有効
期間に算入しないことに規定を改めま
して、利用者の利益を一層保護しよ
うとするものであります。

以上御説明申し上げました点を御了
承の上、何とぞ十分御審議くださいま
して、すみやかに御賛同あらんことを
切望する次第であります。

○石原委員長 質疑を許します。

○白井委員 本日はこの議案に対する
説明を聴取した程度におきまして、質
疑は次会に譲つていただきたいと思
います。

○石原委員長 白井君の動議に御異議
ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○石原委員長 では御異議なしと認め
ます。次会は公報をもつてお知らせ
いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十六分散会

昭和二十五年三月十日印刷

昭和二十五年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局